



# 宮 崎 県 公 報

平成30年1月15日(月曜日) 第 2961 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の所在地の変更……………(福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止……………( “ ) 1
- 救急病院の認定(2件)……………(医療業務課) 1
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………(障がい福祉課) 2
- 民有林の保安林の指定(3件)……………(自然環境課) 2
- 保安林の指定解除の予定の通知……………( “ ) 3
- 道路の区域の変更(35件)……………(道路保全課) 3
- 道路の供用の開始(13件)……………( “ ) 9
- 道路の占用を制限する区域の指定(5件)……………( “ ) 12
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 13

### 公 告

頁

- 林業用種苗生産事業者講習会の開催……………(森林経営課) 13
- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………(商工政策課) 13
- 土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 14
- 土地改良区の役員の退任の届出……………( “ ) 14
- 県営土地改良事業計画の変更……………( “ ) 14
- 県営土地改良事業の工事の完了……………( “ ) 14
- 宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更……………(水産政策課) 14
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 16
- 病院局企業管理規程**
- 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………16
- 監査委員公告**
- 監査結果の公表……………18
- 監査結果に基づき講じた措置の公表……………18

## 告 示

### 宮崎県告示第40号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 ケアセンターころ	児湯郡高鍋町大字高鍋町 507番地2	合同会社 ケアセンターころ	児湯郡高鍋町大字高鍋町 507番地2

#### 2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
児湯郡高鍋町大字南高鍋	児湯郡高鍋町大字高鍋町	平成29年

1073番地5	507番地2	10月1日
---------	--------	-------

### 宮崎県告示第41号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社温 和会	西諸県郡高 原町大字蒲 牟田1185番 地 218	ぬくみ	西諸県郡高 原町大字蒲 牟田1185番 地 218	平成29年 11月30日

### 宮崎県告示第42号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
美郷町国民健康保険西郷病院	東臼杵郡美郷町西郷田代29番地

- 2 救急病院等の認定の有効期間  
平成30年1月1日から平成32年12月31日まで

**宮崎県告示第43号**

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
和田病院	日向市向江町1丁目 196番地1

- 2 救急病院等の認定の有効期間  
平成30年1月11日から平成33年1月10日まで

**宮崎県告示第44号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
柴田 健雄	宮崎県済生会日向病院	門川町	外科	平成30年1月1日
木原 浩一	藤元総合病院	都城市	循環器内科	平成30年1月1日
大野 妙子	医療法人秀英会英医院	串間市	内科、胃腸科、消化器内科	平成30年1月1日
平川 雄介	県立日南病院	日南市	整形外科	平成30年1月1日
春園 明宏	医療法人与州会柳田クリニック	都城市	脳神経外科、外科	平成30年1月1日

**宮崎県告示第45号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町下三ヶ字中村2062-  
ヌ
- 2 指定の目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第46号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字古屋敷  
4148-1
- 2 指定の目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第47号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字一氏字長谷 129-5、  
129-7、129-9
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字長谷 129-5・129-7・129-9（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第48号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 解除予定保安林の所在場所 えびの市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第49号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 2 19号	西都市大字中尾字的場530番7から同市同大字同字 532番4まで	旧	13.1~45.3	354.0
				新	15.9~53.4	354.0
					9.2~58.5	329.6

宮崎県告示第50号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 2 19号	児湯郡西米良村大字横野字内之畑89番3地先から同郡同村大字越野尾字小春 132番8地先まで	旧	7.3~50.5	1,931.1
				新	7.3~120.9	1,931.1
					5.5~121.5	1,121.3

宮崎県告示第51号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 2 69号	都城市今町9033番3地先から同市同町9537番地先まで	旧	11.0~16.4	409.0
				新	13.0~17.5	409.0

宮崎県告示第52号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 3 27号	日向市南町8208番1地先から同市同町8222番9地先まで	旧	16.7~31.1	104.4
				新	16.7~38.0	104.4

宮崎県告示第53号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字枝ノ崎	旧	10.8～ 54.9	565.4
			2594番1か ら同郡同村 同大字字山 師ノ小原25 78番3まで	新	18.5～ 77.9	565.4

**宮崎県告示第54号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡椎 葉村大字松 尾字石原16	旧	4.9～ 60.8	2,126. 7
			25番89地先 から同郡同 村大字下福 良字尾平 5	新	4.9～ 63.6	2,126. 7
			09番26地先 まで		9.5～ 65.6	1,876. 5

**宮崎県告示第55号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡椎 葉村大字松 尾字岳ノ八	旧	5.9～ 18.1	190.1

			重1065番7 地先から同 郡同村同大 字同字1114 番45地先ま で	新	11.6～ 31.9	189.3
--	--	--	---	---	---------------	-------

**宮崎県告示第56号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡椎 葉村大字松 尾字岳ノ八	旧	6.0～ 30.8	927.1
			重1114番45 から同郡同 村同大字字 野地1188番	新	6.0～ 42.3	927.1
			3地先まで		8.2～ 50.2	914.0

**宮崎県告示第57号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	延岡市浦城 町 280番1 地先から同 市同町 142 番地先まで	旧	9.5～ 15.0	71.1
				新	10.1～ 17.0	71.1

**宮崎県告示第58号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡門 川町大字川 内字屋茂ゲ	旧	4.7～ 12.6	253.9
			3553番1地 先から同郡 同町同大字 字樽水3546 番地先まで	新	15.8～ 40.2	253.9

## 宮崎県告示第59号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月15日から平成30年 1 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町北郷黒 木字ヨリキ	旧	8.1～ 44.0	256.0
			206番地先 から同郡同 町北郷黒木 同字 194番 まで	新	10.2～ 78.1	256.0
					13.3～ 78.5	298.9

## 宮崎県告示第60号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月15日から平成30年 1 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町南郷鬼 神野字仁田 ノ越1825番 4地先から 同郡同町南 郷鬼神野同 字1792番12	旧	25.6～ 29.9	26.2
				新	25.6～ 46.5	26.2

			地先まで			
--	--	--	------	--	--	--

## 宮崎県告示第61号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月15日から平成30年 1 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 48号	串間市大字 市木字磯平 8994番3地 先から同市 同大字同字 8998番3地 先まで	旧	12.9～ 20.3	45.2
				新	13.1～ 69.7	45.2

## 宮崎県告示第62号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月15日から平成30年 1 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 5 03号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字堂ノ 元4908番1 地先から同 郡同村同大 字同字4908 番7地先ま で	旧	34.2～ 69.5	77.6
				新	34.2～ 71.0	77.6

## 宮崎県告示第63号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月15日から平成30年 1 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣



路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 5 03号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字下合 鴨1089番7 地先から同 郡同村同大 字字鶴野10 64番2地先 まで	旧	5.6～ 25.4	757.1
				新	8.5～ 32.5	757.1

**宮崎県告示第64号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月15日から平成30年 1 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 5 03号	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 三ヶ所字下 中原8081番 2から同郡 同町同大字 字小崎7940 番1まで	旧	8.9～ 13.8	214.9
				新	10.1～ 16.8	214.9

**宮崎県告示第65号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月15日から平成30年 1 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
12	県道	都城東 環状線	都城市梅北 町 140番地 先から同市 同町1595番 2地先まで	旧	8.3～ 18.4	824.6
				新	13.2～ 31.2	824.6

**宮崎県告示第66号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月15日から平成30年 1 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
13	県道	高岡郡 司分線	宮崎市大字 郡司分字鶴 田乙 349番 1から同市 同大字同字 乙 360番1 地先まで	旧	18.6～ 25.8	39.2
				新	18.6～ 31.2	39.2

**宮崎県告示第67号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月15日から平成30年 1 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
16	県道	稲葉崎 平原線	延岡市共栄 町1番4か ら同市構口 町1丁目53 86番まで	旧	16.0～ 30.3	782.3
				新	25.0～ 30.3	782.3

**宮崎県告示第68号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月15日から平成30年 1 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
17	県道	南俣宮 崎線	東諸県郡綾 町大字南俣 字寺地5724 番1地先か ら同郡国富	旧	6.8～ 22.9	1,252. 3
				新	10.9～ 22.9	1,252. 3

			町大字森永 字中水流10 30番1地先 まで			
--	--	--	---------------------------------	--	--	--

## 宮崎県告示第69号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	小林市須木 下田字坂元 谷 112番 2 27地先から 同市須木下 田同字 112 番 141地先 まで	旧	2.9～ 9.8	143.6
				新	8.6～ 53.4	143.6

## 宮崎県告示第70号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
45	県道	御池都 城線	都城市菓子 野町 10300 番 7地先か ら同市同町 10271番 1 地先まで	旧	10.8～ 12.0	144.3
				新	12.0～ 18.1	144.3

## 宮崎県告示第71号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
45	県道	御池都 城線	都城市乙房 町1857番 1 地先から同 市同町 379 番 1地先ま で	旧	12.5～ 20.6	140.7
				新	15.0～ 31.4	140.7

## 宮崎県告示第72号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
48	県道	市木串 間線	串間市大字 市木字道久 3381番 1地 先から同市 同大字同字 3381番 1地 先まで	旧	8.1～ 25.9	215.0
				新	12.3～ 40.0	215.0

## 宮崎県告示第73号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
51	県道	中野原 美々津 線	日向市東郷 町山陰字竹 ノ本乙2505 番地先から 同市同町山 陰同字乙25 05番地先ま で	旧	12.5～ 13.3	14.9
				新	16.6～ 17.5	14.9

## 宮崎県告示第74号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月15日から平成30年 1 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
51	県道	中野原 美々津 線	日向市東郷 町山陰字崎 山乙2248番 29地先から 同市同町山 陰同字乙22 48番5地先 まで	旧	17.7～ 44.7	33.4
				新	44.7～ 85.1	33.4

**宮崎県告示第75号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月15日から平成30年 1 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字広瀬 1064番4地 先から同郡 同村同大字 同字1066番 1地先まで	旧	5.9～ 15.7	193.9
				新	9.3～ 18.4	194.3

**宮崎県告示第76号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月15日から平成30年 1 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不	旧	3.8～ 8.9	450.8

			土野字狼谷 1303番イの 1地先から 同郡同村同 大字同字13 12番地先ま で	新	6.3～ 31.8	450.8
--	--	--	---	---	--------------	-------

**宮崎県告示第77号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月15日から平成30年 1 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町菅原字菅 原未1211番 1地先から 同市同町菅 原同字未12 62番3地先 まで	旧	4.4～ 8.5	153.9
				新	4.8～ 18.1	153.9

**宮崎県告示第78号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月15日から平成30年 1 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町菅原字中 尾未1123番 1地先から 同市同町菅 原同字未11 03番5地先 まで	旧	4.6～ 7.8	85.8
				新	4.8～ 12.7	85.8

**宮崎県告示第79号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。



なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
225	県道	八重原 延岡線	東臼杵郡門 川町大字川 内字松ヶ原 1262番1地 先から同郡 同町同大字 同字1262番 1地先まで	旧	4.2～ 4.4	11.9
				新	9.7～ 9.8	11.9

#### 宮崎県告示第80号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
355	県道	旭村木 脇線	東諸県郡国 富町大字本 庄字上ノ丸 10481番1 地先から同 郡同町大字 三名字東長 原1823番5 地先まで	旧	7.2～ 20.3	728.4
				新	10.8～ 26.2	728.4

#### 宮崎県告示第81号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
438	県道	北方南 郷線	串間市大字 秋山字都芋 ヶ谷1047番	旧	4.6～ 23.1	386.5

			33地先から 同市同大字 同字1026番 12地先まで	新	9.7～ 59.4	386.0
--	--	--	--------------------------------------	---	--------------	-------

#### 宮崎県告示第82号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
438	県道	北方南 郷線	串間市大字 秋山字焼山 926番10地 先から日南 市南郷町湯 上字上坂谷 扇山国有林 4林班た小 班まで	旧	4.8～ 25.9	944.0
				新	4.8～ 102.4	944.0
					11.5～ 74.8	700.0

#### 宮崎県告示第83号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
443	県道	仏坂大 堂津線	日南市大字 萩之嶺字片 平原 851番 地先から同 市同大字字 川久保 552 番1地先ま で	旧	7.8～ 24.9	552.2
				新	13.1～ 27.8	554.7

#### 宮崎県告示第84号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	日向市南町 8208番1地 先から同市 同町8222番 9地先まで	平成30年1月15日

**宮崎県告示第85号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字枝ノ崎 2594番1か ら同郡同村 同大字字山 師ノ小原25 78番3まで	平成30年1月15日

**宮崎県告示第86号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 48号	串間市大字 市木字磯平 8994番3地 先から同市 同大字同字 8998番3地 先まで	平成30年1月15日

**宮崎県告示第87号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須 木線	小林市須木 下田字坂元 谷 112番 2 27地先から 同市須木下 田同字 112 番 141地先 まで	平成30年1月15日

**宮崎県告示第88号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
48	県道	市木串 間線	串間市大字 市木字道久 3381番1地 先から同市 同大字同字 3381番1地 先まで	平成30年1月15日

**宮崎県告示第89号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
51	県道	中野原 美々津	日向市東郷 町山陰字竹	平成30年1月15日

線  
ノ本乙2505  
番地先から  
同市同町山  
陰同字乙25  
05番地先ま  
で

**宮崎県告示第90号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
51	県道	中野原 美々津 線	日向市東郷 町山陰字崎 山乙2248番 29地先から 同市同町山 陰同字乙22 48番5地先 まで	平成30年1月15日

**宮崎県告示第91号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字茸木 谷1379番19 地先から同 郡同村同大 字字井手ノ 谷1387番7 地先まで	平成30年1月15日

**宮崎県告示第92号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
225	県道	八重原 延岡線	東臼杵郡門 川町大字川 内字松ヶ原 1262番1地 先から同郡 同町同大字 同字1262番 1地先まで	平成30年1月15日

**宮崎県告示第93号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
226	県道	土々呂 日向線	日向市中町 8037番1地 先から同市 同町25番4 地先まで	平成30年1月15日

**宮崎県告示第94号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
226	県道	土々呂 日向線	延岡市土々 呂町5丁目 1166番地先 から同市同 町5丁目11 58番2地先 まで	平成30年1月20日

**宮崎県告示第95号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
304	県道	木城高鍋線	児湯郡高鍋町大字上江字川田2130番地先から同郡同町大字字馬場原2032番1地先まで	平成30年1月15日

**宮崎県告示第96号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
438	県道	北方南郷線	串間市大字秋山字都芋ヶ谷1047番33地先から同市同大字同字1026番12地先まで	平成30年1月15日

**宮崎県告示第97号**

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	日向市南町8208番1地先から同市同町8222番9地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年1月30日

**宮崎県告示第98号**

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	東臼杵郡諸塚村大字家代字枝ノ崎2594番1から同郡同村同大字字山師ノ小原2578番3まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年1月30日

**宮崎県告示第99号**

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	東臼杵郡椎葉村大字松尾字石原1625番89地先から同郡同村大字下福良字尾平

509番26地先まで

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

平成30年1月30日

## 宮崎県告示第 100号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	448号	串間市大字市木字磯平8994番3地先から同市同大字同字8998番3地先まで

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

平成30年1月30日

## 宮崎県告示第 101号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年1月15日から平成30年1月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	市木串間線	串間市大字市木字道久3381番1地先から同市同大字同字3381番1地先まで

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

平成30年1月30日

## 宮崎県告示第 102号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(日南) 29-1	加藤徹	日南市大字星倉字 荒神免45番6、47 番4、47番4地先 水路の一部	5.00	52.35	平成29 年12月 21日
			6.00		

## 公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第 1 項の規定により、生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 開催の日時

平成30年2月27日（火曜日）午前9時から午後5時まで

## 2 開催の場所

宮崎市橋通東 2丁目10番 1号  
宮崎県庁 7号館 4階 744号室

## 3 受講申込受付期間

平成30年1月16日（火曜日）から平成30年2月9日（金曜日）まで

## 4 受講申込書の提出先

最寄りの西臼杵支庁又は農林振興局

## 5 受講手数料

14,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

## 6 その他

- (1) 受講申込書は、最寄りの西臼杵支庁又は農林振興局で交付する。
- (2) 詳細については、最寄りの西臼杵支庁又は農林振興局の林務課若しくは宮崎県環境森林部森林経営課（電話0985（26）7158）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第 1 項の規定により、新富町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル新富店  
児湯郡新富町大字上富田字井ノ木田3234番 1 外16筆



2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の新設  
平成29年8月10日

3 意見の概要

(1) 出店予定地北側の町道八幡大淵線のT字路から北の経路については出入庫台数が予測されていないが、出店後は交通量の増加が予測されるため、算定に入れる必要がある。

また、当該道路は幅員が狭く歩道もないが、付近の小中学校生の通学路となっており、車両の増加は地域住民の生活に危険を及ぼす影響があると考えられるため、国道10号への誘導看板の設置により当該町道の交通量増加を回避すること。

(2) 出店予定地南側の町道軍瀬田中線は、店舗周辺がカーブとなっており見通しが悪いため、店舗出入口にカーブミラーを設置する等安全対策を講ずること。

(3) 周辺住宅への光害対策だけでなく、周辺農地の農作物への生育阻害を防ぐため、屋外照明等の光害対策を行うこと。

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年1月15日から平成30年2月15日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、縦崎土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	後藤 雅雄	高千穂町大字押方4988番地

（任期：平成30年10月17日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	佐藤 学	高千穂町大字押方4991番地1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役名	氏名	住所
理事	榮福 志摩雄	都城市大岩田町5690番地9

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第1項の規定により、鶴毛・杵木地区県営土地改良事業（日向市、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年1月15日から平成30年2月13日まで

3 縦覧場所

日向市役所農業畜産課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
波瀬	日之影町	ため池等整備事業	平成29年12月15日

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

平成30年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、生産量で全国第10位、生産額で全国第13位（平成27年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。

(2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁

場が形成されている。

- (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じて資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。
- (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
- (9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量		平成29年	平成30年
	まさば及びごまさば		21,000トン
まいわし		若干	37,000トン
まあじ		若干	若干

(注) 「平成29年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成29年7月から平成30年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成29年1月から平成29年12月までである。「平成30年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成30年7月から平成31年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成30年1月から平成30年12月までである。なお、「平成30年」のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まさ網漁業及び小型まさ網漁業		
		平成29年	平成30年
第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	まさば及びごまさば	20,532トン	
	まいわし	若干	36,748トン
	まあじ	若干	若干

(注) 「平成29年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成29年7月から平成30年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成29年1月から平成29年12月までである。「平成30年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成30年7月から平成31年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成30年1月から平成30年12月までである。なお、「平成30年」のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まさ網漁業及び小型まさ網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまさ網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まさ網漁業及び小型まさ網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまさ網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まさ網漁業及び小型まさ網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまさ網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあつては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項  
本県においては該当なし

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年 1 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画を定める者の名称

国富町

2 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画道路

3・5・254号 横町通線

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県高岡土木事務所

### 病院局企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成30年 1 月15日

宮崎県病院局長 土 持 正 弘

宮崎県病院局企業管理規程第 1 号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 を次のように改める。

別表第 7 (第 8 条関係)

職員の区分 期間の区分	県立延岡病院に勤 務する職員	その他の職員
	円	円
1 年未満	414,300	368,400
1 年以上 2 年未満	414,300	368,400
2 年以上 3 年未満	414,300	368,400
3 年以上 4 年未満	414,300	368,400
4 年以上 5 年未満	414,300	368,400
5 年以上 6 年未満	414,300	368,400
6 年以上 7 年未満	414,300	368,400
7 年以上 8 年未満	414,300	368,400
8 年以上 9 年未満	414,300	368,400
9 年以上 10 年未満	414,300	368,400
10 年以上 11 年未満	414,300	368,400
11 年以上 12 年未満	414,300	368,400
12 年以上 13 年未満	414,300	368,400
13 年以上 14 年未満	414,300	368,400
14 年以上 15 年未満	414,300	368,400
15 年以上 16 年未満	414,300	368,400
16 年以上 17 年未満	409,900	364,400
17 年以上 18 年未満	405,500	360,400
18 年以上 19 年未満	401,100	356,400
19 年以上 20 年未満	396,700	352,400
20 年以上 21 年未満	392,300	348,400
21 年以上 22 年未満	372,900	331,500
22 年以上 23 年未満	353,100	314,300
23 年以上 24 年未満	333,800	297,600
24 年以上 25 年未満	314,400	280,700
25 年以上 26 年未満	294,900	263,800
26 年以上 27 年未満	272,200	243,000
27 年以上 28 年未満	250,000	222,600
28 年以上 29 年未満	227,600	202,200
29 年以上 30 年未満	204,800	181,400
30 年以上 31 年未満	180,000	159,500
31 年以上 32 年未満	155,100	137,600
32 年以上 33 年未満	130,500	115,900
33 年以上 34 年未満	92,400	84,000
34 年以上 35 年未満	57,100	54,200

附 則

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の病院事業職員の給与に関する規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。

## 監査委員公告

### 監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき平成29年10月16日から平成29年12月11日までの間に実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成30年 1 月15日

宮崎県監査委員 高 橋 博  
宮崎県監査委員 若曾根 隆 志  
宮崎県監査委員 井 本 英 雄  
宮崎県監査委員 中 野 廣 明

### 監査委員公告

平成29年 8 月31日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第12項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成30年 1 月15日

宮崎県監査委員 高 橋 博  
宮崎県監査委員 若曾根 隆 志  
宮崎県監査委員 井 本 英 雄  
宮崎県監査委員 中 野 廣 明